

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No.16

[事務局] 北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟
TEL 011 - 221 - 0110 FAX 011 - 221 - 4210

地 域 消 費 者 被 害 防 止 ネットワークの活動紹介

北海道消費者被害防止ネットワークは、悪質・巧妙化する悪質商法や架空請求などの詐欺的な手口からお年寄りや若者を守るため、地域社会で監視し、フォローする仕組みとして平成15年12月に設立され、今年で満3年になりました。この間、きめ細かくより監視機能を強化するために、地域単位でのネットワークの設立をお願いしてきましたが、多くの関係機関・団体の賛同をいただき、既に、21の市町で設立され、以前に設立された地域を含めると本年12月現在で、26市町・地域で設立されました。各地域でネットワークの有効性を発揮していますが、その活動の一部を紹介します。

音更町消費者被害防止ネットワークの事例

音更町消費者被害防止ネットワークでは、催眠商法などの悪質商法の被害を未然に防止するため、町の公共施設を事業者に貸し出す際に使用に当たっての注意事項を遵守させる取組を開始しています。

注意事項として、

販売商品や価格などの資料を提出すること

会場での販売の際には、出入口を開放して参加者が自由に出入りできるようにすること

町職員等が状況を確認する場合があること

などを施設の使用を許可する際に知らせて注意を促しています。

悪質商法による被害が依然として後を絶たない中で、地域の関係者が連携し、それぞれの実情に応じた取組を進めることが重要です。

滝川市消費者被害防止ネットワークの事例

滝川市消費者被害防止ネットワークは、平成17年11月に設立されました。これまで悪質商法や架空請求などの手口をネットワーク会議や緊急情報として発信しております。情報の共有化や関係機関との連携によって、これまでに金融機関の窓口で、振り込みにきたお年寄りに職員がお孫さんに確認してから振込むよというアドバイスをして、振込め詐欺を防いだ例や、布団のリフォーム事業者に連れてこられたお年寄りを、不審に感じた職員が声を掛けて、通報を受けた消費者センターの相談員が対応して、水際で被害を防止した事例など、既に6件、数百万円もの被害を未然に防止したとのことです。事務局を担当している滝川地方消費者センターでは、ネットワークの有効性と重要性を改めて痛感したと話しています。

厳 重 注 意

税務署職員を装った「振り込め詐欺」に注意！

[注 意 対 象 : 成 人 全 般]

[北海道警察本部相談課より]

税務署職員を装い、金融機関やコンビニのＡＴＭ（現金自動預け払い機）の操作を携帯電話で指示し、現金振り込みを行わせる手口の「振り込め詐欺」が増えています。

相 談 事 例

相談を受けた手口は次のようなものです。

「税務署」を名乗り電話で税金の還付があると告げる。
携帯電話を持って金融機関等のＡＴＭまで行くよう指示する。
金融機関等から、電話を掛けさせ残高照会を行わせる。
言葉巧みに、残高範囲の金額を振り込ませてしまう。

以上のように口座振り込みさせますが「携帯電話が無い」、「預金残高が無い」等の場合は、その時点で一方的に電話が切られます。

この他に、税務署職員になりすまし「介護料金の払い戻し」、「医療費の還付」の名目で騙しとる手口も散見されます。



この相談は最近、急激に増加しています。

年末、年始にかけて「税金の還付」という、いかにもありそうな話しを持ちかけて被害者の困惑につけ込んだ悪質な手口が急増するおそれがあります。

北海道でも被害が確認されていますので注意してください。

被害予防のアドバイス

電話がきても、慌てずに落ち着いて、毅然とした態度で「警察に通報します。」とキッパリと断りましょう。

税務署では還付金受取りで金融機関の現金自動預け払い機の操作を求めることはありません。

最寄りの税務署、警察署に確認しましょう。

厳 重 注 意

新 手 の 悪 質 な 布 団 の 訪 問 販 売 業 者 に 注 意 ！

[対象：以前に訪問販売で布団を購入した高齢者]

[北海道立消費生活センターより]

最近、断っているにもかかわらず、家に上がり込み承諾も得ずに冷蔵庫やタンスの引き出しなどを勝手に開けて家捜しをしたあげく、押入から布団を引っ張り出し、「この布団は使用できない！」などと騙り、布団などを次々に契約させる悪質な訪問販売業者の相談が寄せられています。

以前に訪問販売で布団を購入したことがある高齢者は特に注意が必要です。



被害予防のポイント

知らない業者が訪問してきた場合は、戸を開けずに訪問の目的を聞きましょう。

「話しを聞いてみよう！」は危険です。目的を聞いたら、まずは断りましょう。

ほしいものは直ぐ契約せず、価格などを良く検討して購入しましょう。

断っても強引に、家に上がり込まれた場合は、近くの家に助けを求めましょう。

強引に契約させられた場合は、直ぐに市町村役場の消費者相談窓口や消費生活センター、警察に相談しましょう。

訪問販売で契約させられた場合、契約日から8日以内はクーリング・オフで無条件解約ができます。

警

告

ビジネスで儲けようと誘う「マルチ商法」に注意！

[対象：20～30歳代]

[北海道立消費生活センターより]

最近、大学や短大、専門学校などの学内で、友人や後輩を「ネットワークビジネス」「マルチレベルマーケティング（MLM）」などとかたり「儲かるビジネスがある！」「おもしろい集まりがある！」と誘い、会員にすることでマージンを得る「マルチ商法」が広がっています。

組織の会員になるための資金を消費者金融から借り入れさせられる場合が多く、借金を抱え、友人をなくし、加害者になる場合もあります。

もし、友人や知人から「いい話がある！」と勧誘された場合は十分に注意しましょう。

マルチ商法のクーリング・オフ期間は20日間です。期間が過ぎていても困ったら直ぐ最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



道、連鎖販売（マルチ商法）業者に業務停止命令

北海道は、平成18年12月11日、学生などの若者をターゲットに商品（フットバス）の販売あっせんを行う会員を募り、組織を拡大する連鎖販売取引を行っていた事業者に対して、「氏名等の不明示」「不実告知」「書面交付義務違反」など、特定商取引に関する法律に触れる行為があったとして、3ヶ月の業務停止を命じました。

【事業者概要】

事業者名：株式会社ジーラックス

本社：札幌市白石区東札幌4条6丁目1番15号

取扱商品：フットバス（商品名：ハイドックス）